

令和3年4月16日(金)

教育委員会学校人事課

義務教育人事係

内線：4593

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則の概要

学校人事課

1. 改正内容

群馬県公立学校等会計年度任用職員について、有給休暇、無給休暇等に係る規則を一部改正する。

○改正の要点

- (1) 妊娠通院休暇について、有給休暇とする。
- (2) 妊娠通勤緩和休暇について、有給休暇とする。
- (3) 夏季特別休暇について、取得対象を拡大するとともに、取得期間を延長する。

2. 施行期日

○令和3年4月1日